

11月 は、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進期間です!

福岡県内の企業・働く皆様へ

今日は定時で
家庭に
帰ろう!

11月14日(水)、 ノー残業デーにしませんか?

～ 福岡労働局では、福岡県内の企業・団体に
「一斉ノー残業デー」の実施を呼びかけています ～

「ノー残業デー」って何ですか?

「ノー残業デー」とは、その日は残業をせず、定時(所定労働時間)で退社することです。

効率的に働くためには、「毎日残業」ではなく、働き方にメリハリをつけることも重要です。

ノー残業デーを導入し、それを踏まえた生産計画等を立ててください。

この取組の目的は?

この取組は、既にノー残業デーを導入している企業・団体には、その取組を再確認していただくとともに、まだノー残業デーを導入していない企業・団体には、これを機会にノー残業デーを導入していただく「きっかけ」になればと行っています。

昨年、11月16日に呼びかけました

昨年実施したアンケートでは、県内1,915事業場からご回答をいただきました。

- このうち、1,179事業場(62%)から「当日、ノー残業デーとする」との回答がありました。
- また、800事業場(42%)が既に「ノー残業デー」を導入しており、導入状況は、毎週水曜日とするものが最多(66%)でした。
- ノー残業デーを導入していない事業場でも、513事業場が「当日、ノー残業デーとする」としており、この取組を機にノー残業デーを制度化したいという回答も多くいただきました。

なんで「11月14日」なんですか?


福岡労働局では、11月を仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進期間と位置づけています。その中で、ノー残業デーが最も多く導入されている水曜日を基本とし、月の半ばでもある11月14日(水)を「一斉ノー残業デー」の日としました。

「一斉」にはできませんが・・・

仕事の内容等から、「一斉」に実施できない企業もあります。そのような場合には、部署ごとに曜日を変えるなどの方法により、ノー残業デーに取り組んでいただければと思います。

また、一部には、労働者個人ごとに設定しているところもあります。

福岡労働局ホームページ(<http://fukuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>) もご覧ください。

ひとつ「働き方」を変えてみよう!
カエル! ジャパン
Changel JPN 

詳細は、福岡労働局労働基準部監督課へ
(TEL: 092-411-4862)

(裏面のアンケートにご協力ください。)